

国庫補助金等における事業計画の事後的評価について

1. 趣旨

次の二つの国庫補助金・交付金については、国が策定した「事後的評価実施要領」に基づき、補助事業年度の翌年度に、都道府県（補助事業者）が、今後の効果的かつ適切な事業運用を図る観点から事業内容を自己評価し、その評価結果について、第三者（都道府県医療審議会等で構成される委員等）からの事後評価を受けることが求められている。

(1) 医療提供体制施設整備交付金

- ・救命救急センター施設整備事業、医療施設耐震整備事業 など

(2) 医療提供体制推進事業費補助金

- ・ドクターヘリ導入促進事業、周産期母子医療センター運営事業 など

2. 自己評価の結果（H29 年度補助事業）

- ・医療提供体制施設整備交付金は、**資料 3 - 2**のとおり
- ・医療提供体制推進事業費補助金は、**資料 3 - 3**のとおり

3. 今後の予定（本年度）

9月19日：第2回県保健医療計画推進会議にて自己評価に係る第三者協議

9月末：厚生労働省あて評価結果（**資料 3 - 2**、**資料 3 - 3**）の提出

※ 国策定の「事後的評価実施要領」では、補助事業年度の翌年度6月30日までに翌年度の交付申請書に添えて評価結果を厚生労働省に提出することとなっている。

（9月末以降に提出することについて国了承済）

※ 評価結果の未提出や本補助金が適切に運用されていないと判断される場合には、翌年度以降に係る補助金の算定について、一定の減算等の措置を行うこととされている